

	案1：市町村	案2：医療保険者	案3：年金保険者としての国
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既に住基カードや公的個人認証サービス発行の仕組み・基盤を有している。</li> <li>○転入届、婚姻届、出生届等市町村への届出機会は多く、また、医療保険者、年金保険者と比べて窓口の数が多いことから、利用者にとっては一般的に利便性が高い。</li> <li>○市町村窓口での対面による本人確認が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被用者保険の被保険者の場合、カードを事業主経由で交付することすれば、別の窓口に出向く必要がなく、便利。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村、医療保険者と比べて、統一的な運用が容易と考えられる。</li> <li>統一的なセキュリティ環境を構築できる可能性が高い。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被用者保険の被保険者にとっては、別途、市町村窓口に出向かねばならないため、必ずしも便利ではない。</li> <li>○統一的な取扱やセキュリティ環境を確保することができるかどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手続き漏れにより医療保険に二重加入している場合があるため、カードを二重交付するおそれがある。 とりわけ、被用者保険では、被扶養者の厳格な本人確認ができないため、被扶養者にカードを二重交付するおそれがある。</li> <li>○公的個人認証サービスを活用する場合には、別途、市町村窓口に出向く必要がある。</li> <li>○統一的な取扱やセキュリティ環境を確保することができるかどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村、医療保険者に比べて窓口の数が少ないため、利便性が悪い。</li> <li>○年金保険の被保険者や受給者でない者については、郵送もしくは新たに事業主や市町村に交付の委託を行う必要がある。</li> <li>○公的個人認証サービスを活用する場合には、別途、市町村窓口に出向く必要がある。</li> </ul>

## 検討資料1:カードの発行・交付方法の概念図(案) (出生時フローについて)

- 仮に市町村を交付事務取扱者とし、公的個人認証サービスにオンライン認証の用途を持たせることとして検討を行った。
- 出生後初めてカードを交付する場合（出生時フロー）として、「健康保険証として利用できるカードを発行する案（P. 1・2）」と「先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案（P. 3・4）」について検討を行った。
- それぞれにつき、利用者の利便性向上の観点等から、医療保険の被扶養者届を市町村で受け付ける案（P. 2・P. 4）について検討を行った。
- 両案の共通事項として、20歳到達時等の年金手帳としての機能の付加方法（P. 5・6）について検討を行った。
- 仮に、カード発行時に併せて、交付対象者からの申請に基づき、オンライン認証の用途を持たせた公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受ける場合として資料を作成したが、カード交付後に必要に応じ、電子証明書の発行を申請する場合や、そもそも電子証明書を用いない場合もある。

### ①: 健康保険証として利用できるカードを発行する案 (出生時フロー)

- P1 生まれた子供の医療保険被扶養者届を医療保険者に提出する場合
- P2 生まれた子供の医療保険被扶養者届を市町村に提出する場合